

令和 2 年泉北環境整備施設組合議会

第 1 回定例会 会議録

令和 2 年 2 月 6 日（木）

泉北環境整備施設組合議会

1 令和2年2月6日(木)午前11時、泉北環境整備施設組合議会第1回定例会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番 明石宏隆君	2番 吉田佳代子君
3番 印丸裕久君	4番 永山誠君
5番 清水明治君	6番 中村与志子君
7番 村田雅利君	8番 堀口陽一君
9番 林哲二君	10番 中谷昭君
11番 小野林治三夫君	12番 原重樹君
13番 関戸繁樹君	14番 永田香織君
15番 松本利裕君	

1 欠席議員は、次のとおりである。

なし

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	阪口 伸六	副 管 理 者	辻 宏康
副 管 理 者	南出 賢一	事 務 局 長	森 一弘
事 務 局 次 長	飯坂 孝生	会 計 管 理 者	平田 忠之
総 務 部 長	西井 英明	環 境 部 長	堀場 壽
総 務 部 理 事	炭谷 力	総 務 部 次 長 兼 監 査 事 務 局	村上 則次
総 務 部 次 長 兼 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 室 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	渡邊 一午	総 務 部 総 務 課 長	月下 浩一
総 務 部 理 事 兼 総 務 人 事 課 長	坂上 晃	環 境 部 理 事	逢野 典夫

環境部次長	西田 尚史	環境部次長	虎間 麻実
環境部 環境事業課長 兼北川センター所長	石川 晋一	環境部 資源循環型社会推進課長	野井 昭彦
環境部 環境事業課 第1事業所長	大西 英明	環境部 環境事業課参事	岩田 和良

1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総務部 総務課長代理	山内 良二	総務部 総務人事課長代理	奥田 大輝
---------------	-------	-----------------	-------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

- | | | |
|--------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 監査報告第 1 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和元年度令和元年11月分) |
| 日程第 4 | 監査報告第 2 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和元年度令和元年12月分) |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 泉北環境整備施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 泉北環境整備施設組合職員の育児休業等に関する条例制定について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 令和元年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第 4 号)について |
| 日程第 9 | | 組合運営方針 |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 令和 2 年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について |

(午前11時18分開会)

○議長（清水明治君） それでは、第1回定例会をただいまから開催させていただきます。

本日招集されました令和2年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会にご出席を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

ただいま出席議員は15名で、全員の出席を頂いておりますので、令和2年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

それでは、ここで管理者より組合議会招集の挨拶のための発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 管理者の阪口でございます。

議長のお許しを頂きまして、令和2年本組合議会第1回定例会の開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、組合市の議会・委員会等を目前に控えまして何かとご多忙な折、本定例会にご参集頂きまして、誠にありがとうございます。

平素は本組合業務に格別のご理解とご協力を賜り、理事者一同、心から御礼を申し上げる次第であります。

まず、先ほどもお詫びを申し上げましたが、一昨日の2月4日の本組合職員逮捕につきまして、組合を預かる管理者といたしまして、多大なご迷惑をおかけ申し上げましたこと、本組合議員各位、また構成市市民の皆さん方にご心配をおかけ申し上げましたことに深くお詫び申し上げたいと思います。

さて、本日ご提案申し上げております案件は、職員の給与に関する条例改正等の件、令和元年度補正予算並びに令和2年度当初予算、合わせて5件でございます。上程の際、それぞれ説明を申し上げますが、ご審議を頂きご可決をいずれも賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、併せて組合運営方針につきましても私のほうから申し述べさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水明治君） 管理者の挨拶が終わりました。

本日の日程につきましては、議会運営委員会の決定によりお手元にご配付いたしております日程により、順次議事を進めてまいりたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

○議長(清水明治君) それでは、**日程第1、会議録署名議員の指名について**であります、本組會議会會議規則第87条の規定により、私より指名申し上げます。

7番 村田雅利議員、13番 関戸繁樹議員のご両名にお願いいたします。

○議長(清水明治君) 次に、**日程第2、会期の決定について**を議題といたします。

お諮りします。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、本定例会の会期につきましては、本日1日と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

○議長(清水明治君) 次に、**日程第3、監査報告第1号及び日程第4、監査報告第2号の例月現金出納検査の結果報告について**は、議会運営委員会の決定により一括議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けしたいと存じます。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでございますので、本件につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

○議長(清水明治君) 次に、**日程第5、議案第1号、泉北環境整備施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして提案説明を求めます。

西井総務部長。

○総務部長(西井英明君) 総務部長の西井でございます。

ただいま議題となりました議案第1号、泉北環境整備施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、所要の規定を定めるとともに、関係条例の整備を行おうとするものでございます。

主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1条に本条例の趣旨を、第2条に定義を、第3条から第5条までは報酬に関する必要な事項をそれぞれ定め、3ページをお願いいたします、第6条から4ページの第10条までは、手当に相当する報酬に関することを定めております。

第11条に期末手当に関すること、5ページから6ページをお願いいたします、第12条から第15条は報酬の支給方法、報酬の算出方法等をそれぞれ定めております。

附則でございますが、第1条では本条例の施行期日を令和2年4月1日施行とし、第2条から第6条では本条例を制定するに当たって、関係条例の一部改正を行おうとするものでございます。

以上が泉北環境整備施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の内容でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（清水明治君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、泉北環境整備施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案どおり可決されました。

○議長（清水明治君） 次に、**日程第6、議案第2号、泉北環境整備施設組合職員の育児休業等に関する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして提案説明を求めます。

西井総務部長。

○総務部長（西井英明君） 総務部長の西井でございます。

ただいま議題となりました議案第2号、泉北環境整備施設組合職員の育児休業等に関する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の9ページをお願いいたします。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、所要の規定を整備する必要があり、また、その際、国が公表している職員の育児休業等に関する条例に併せて整理をいたしたく、全部改正を行おうとするものでございます。

主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

10ページを御覧ください。第1条は本条例の目的で、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関する必要な事項を定めるものとします。第2条は育児休業をすることができない職員を定めております。

11ページをお願いいたします。第2条の2は対象となる子を、第2条の3は非常勤職員の子の期間を、12ページをお願いいたします、第2条の4は非常勤職員の特別な事情による期間をそれぞれ定めております。

第2条の5及び第3条は再度の育児休業の取得ができる条件を定めております。

13ページの下段をお願いいたします。第4条は育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情の規定を定め、14ページをお願いいたします、第5条は育児休業の承認の取消し事由の規定、第6条は育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新について、第7条から第9条では育児休業をしている職員の給与の取扱いについて、それぞれ定めております。

14ページ下段から15ページでございます。第10条から第13条では部分休業の取扱いについてそれぞれ定めております。

附則についてでございますが、本条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上が泉北環境整備施設組合職員の育児休業等に関する条例制定の内容でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（清水明治君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたしたいと存じます。質疑の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第2号、泉北環境整備施設組合職員の育児休業等に関する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号については原案どおり可決いたしました。

○議長(清水明治君) 次に、**日程第7、議案第3号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきましては提案説明を求めます。

西井総務部長。

○総務部長(西井英明君) 総務部長の西井でございます。

ただいま議題となりました議案第3号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の17ページをお願いいたします。

本件は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、本組合においても、組合職員、組合特別職の職員及び組合議会議員に支給する給与等に所要の措置を講じようとするものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

25ページをお願いいたします。

第1条関係は、本組合の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第34条第2項第1号では、再任用職員以外の職員の12月支給分の勤勉手当の支給率を100分の5引上げ、100分の97.5とするものでございます。

中段にございます第6条関係の給料表につきましては、人事院勧告に準じページが前後しますが、20ページから24ページに記載しておりますので、ご参照ください。

下段の第2条関係は、組合職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第19条の

4では、職員の住居手当、月額27,000円を28,000円に改めるものです。

26ページの上段をお願いいたします。

第34条第2項第1号では、第1条で改正いたしました勤勉手当の支給率について、再任用職員以外の職員の6月支給率、100分の92.5、12月支給率、100分の97.5を一律の100分の95に改めるものでございます。

次に、第3条関係につきましては、本組合特別職の職員の給与に関する条例及び本組合の議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正でございまして、特別職の職員及び組合議員の期末手当の12月支給率を100分の5引上げ、100分の227.5にそれぞれ改めるものでございます。

27ページをお願いいたします。

次の第4条関係は、第3条で改正いたしました特別職の職員及び組合議員の期末手当に関する規定でございまして、6月の支給率、100分の222.5、12月の支給率、100分の227.5を一律の100分の225にそれぞれ改めるものでございます。

恐れ入ります、18ページにお戻りください。下段を御覧ください。

附則でございしますが、第1項は本条例の施行期日を公布日から施行するものとし、第2条及び第4条に定める規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

19ページをお願いします。第2項は第1条の規定による改正後の組合職員の給与に関する条例の規定は平成31年4月1日から、第3項は第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例及び組合の議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は令和元年12月1日から適用するものでございます。

以上が泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の内容でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（清水明治君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けしたいと存じます。質疑の発言はございませんか。

中村議員。

○6番（中村与志子君） 議案第3号の泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について質問いたします。

まず、この議案第3号で改正されるものは、先ほど報告にありました窃盗の容疑で和泉警察に逮捕されている山尾容疑者も適用されますか。お聞かせください。

○議長（清水明治君） 坂上総務人事課長。

○総務部総務人事課長（坂上 晃君） 総務人事課長の坂上でございます。
適用されます。

以上です。

○議長（清水明治君） 中村議員。

○6番（中村与志子君） その額は幾らほどになりますか。

○議長（清水明治君） 坂上総務人事課長。

○総務部総務人事課長（坂上 晃君） 総務人事課長の坂上でございます。

金額につきましては、個人情報に値すると考えておりますので、お答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（清水明治君） 中村議員。

○6番（中村与志子君） では、額はお示し頂けないということなので、引上げが適用されると理解いたしました。

以上です。

○議長（清水明治君） 他にございませんか。

松本議員。

○15番（松本利裕君） 15番、松本利裕でございます。

議案第3号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご質問いたします。

人事院勧告に基づいて改正される条例案だと認識しておりますが、そもそも人事院勧告は公務員の労働基本権制限の代償措置として勧告されるもので、公務員の一般職職員の給与、その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告の総称であり、我々議員や特別職に適用されるものではございません。当然のことながら、人事院総裁談話においても一般職職員にのみ言及されており、我々議員や特別職に関しての言及など全くございません。慣例とはいえ、提案理由で人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ本組合においても組合職員、組合特別職の職員及び組合議会議員に支給する給与等について所要の措置を講ずる必要があると述べられておりますが、人事院勧告の趣旨は十分認識されておられますか。

○議長（清水明治君） 坂上総務人事課長。

○総務部総務人事課長（坂上 晃君） 総務人事課長の坂上でございます。

人事院勧告の趣旨については理解しております。

以上でございます。

○議長（清水明治君） 松本議員。

○15番（松本利裕君） 人事院勧告の趣旨は十分理解されているということですので、今回は職員の人勧も含まれていることから反対いたしません。議員並びに特別職については、泉州地域8市のほとんどが別議案となっていることや、同じ一部事務組合の泉北水道でも職員とは別議案で提案されていると聞いております。今後は、各々の議案で提案し、それぞれに審議できる環境をつくっていただければという要望して終わります。

以上です。

○議長（清水明治君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

中村議員。

○6番（中村与志子君） ただいま上程されております議案第3号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、議案第3号の理由として人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ本組合においても組合職員、組合特別職の職員及び議会議員に支給される給与等について所要の措置を講ずる必要があるという理由ですが、人事院勧告に準じるは職員のみであり、特別職及び議会議員15名の報酬は人事院勧告に準拠するものではない。そして、昨年9月、ごみ処分手数料の盗難事件が発生し、2月4日、本組合職員が窃盗の容疑で逮捕されるという不祥事があり、それに伴う公金の取扱いの不備に対し、17名の管理職に減給を伴わない懲戒処分と訓告が行われた。よって、不祥事懲戒処分があった組織の管理職、議会議員、職員の給与報酬に関しては、減給処分が相当であって、引き上げる理由がない。

そして、先ほど質問にもありました、今回逮捕され容疑者となっております職員にも反映されるということが分かりました。到底市民の理解を得られるものではないと考えます。よって、反対いたします。

○議長（清水明治君） 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでございますので、討論を終結いたします。

本件につきましては、反対意見がございましたので、これより起立により採決いたします。
お諮りします。

議案第3号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議案第3号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

○議長(清水明治君) 次に、**日程第8、議案第4号、令和元年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第4号)**についてを議題といたします。

本件につきましては事務局に提案説明を求めます。

西井総務部長。

○総務部長(西井英明君) 総務部長の西井でございます。

ただいま議題となりました議案第4号、令和元年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。

議案書の35ページをお願いいたします。

本件は、本組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定に伴う人件費の増額等、歳入、歳出予算の見通しによる増減調整を行うものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条のとおり既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,760万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,153万9,000円とするものでございます。

同条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、継続費の補正でございますが、第2表継続費補正によるものでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、第3表地方債補正によるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書に基づき歳出よりご説明申し上げます。44、45ページをお願いいたします。

3、歳出、第1款議会費、第1項議会費につきましては、人事院勧告に伴う人件費で1万8,000円を追加し、第2款総務費、第1項総務管理費につきましても、人事院勧告に伴う人

件費で61万2,000円の追加をお願いするものでございます。

第3款し尿処理費、第1項し尿処理場運営費につきましては、人事院勧告に伴う人件費で5万9,000円を追加し、委託料では浚渫汚泥運搬処分業務等の契約差金により223万1,000円の減額、工事請負費では、し尿処理設備整備工事等の契約差金により873万7,000円を減額するものです。

第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費におきましては、人事院勧告に伴う人件費で60万7,000円を追加し、委託料では、黒石最終処分場排水管布設工事施工監理業務等の契約差金により1,314万7,000円を減額するものです。工事請負費では、黒石最終処分場排水管布設工事等の契約差金により2億438万円を減額するものでございます。

第5款下水道費、第1項都市下水道路費につきましては、人事院勧告に伴う人件費で2万7,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。42、43ページにお戻りください。

2、歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、契約差金等による歳出予算の減額で2,735万2,000円を減額するものでございます。

第2項負担金、第1目し尿処理負担金につきましては、し尿処理費における維持管理費の歳出予算減額に伴い、忠岡町の負担金を45万6,000円減額するものでございます。

第5款組合債、第1項組合債につきましては、ごみ処理事業債で1億9,980万円を減額するものでございます。

恐れ入ります。38ページにお戻りください。

第2表継続費の補正でございますが、黒石最終処分場排水管布設工事施工監理業務委託及び工事請負費を契約差金により減額するもので、施工監理業務の総額を3,960万円、工事請負費の総額を6億5,703万円とし、それぞれの年割額を本表のとおり変更するものでございます。

第3表地方債の補正でございますが、限度額を1億1,580万円に変更するものでございます。

以上が令和元年度本組合一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（清水明治君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けしたいと存じ

ます。質疑の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

中村議員。

○6番(中村与志子君) ただいま上程されております議案第4号、先ほどの議案第3号の補正が入っておりますので、反対といたします。

○議長(清水明治君) 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでございますので、討論を終結いたします。

本件につきましては、反対意見がございましたので、これより起立により採決いたします。お諮りします。

議案第4号、令和元年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第4号)について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議案第4号、令和元年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第4号)については、これを可決することに決しました。

この時点で暫時休憩させていただきます。

時間的な問題があるんですが、このまま続行させていただいてもよろしいでしょうか。それとも休憩させていただきますでしょうか。

(「続行」の声あり)

それでは、再開いたします。

○議長(清水明治君) 次に、**日程第9、組合運営方針及び日程第10、議案第5号、令和2年度泉北環境整備施設組合一般会計予算**について、議会運営委員会の決定により一括議題といたします。

まず、管理者より令和2年度の組合運営方針をお受けいたします。

阪口管理者。

○管理者(阪口伸六君) 令和2年度予算案の審議に際しまして、泉北環境整備施設組合の管理者としての組合運営方針を申し述べ、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和という新時代が始まる中、昨年9月の千葉県等関東甲信越、さらに東北に甚大な被害をもたらしました台風19号、一昨年、この大阪南部にも大きな被害をもたらしました台風21号、オーストラリアでの森林火災、パリの熱波等と世界中で異常気象、気候変動に関わるものと思われる災害が多発しております。

本年1月21日、スイスのダボスで世界経済フォーラムが開催され、世界118か国から首脳や経営者など3,000人が参加し、世界経済の減速や気候変動、貧困問題等の議論に際し、17歳の環境活動家のグレタ・トゥーンベリさんが「化石燃料への補助金や投資を今すぐにやめて。」と訴え、トランプ大統領も「2050年までに1兆本の植林をする運動に米国も参加する。」と表明されたとのことであります。

一方、我が国は安倍総理大臣が平成27年、国連本部における「持続可能な開発のための2030アジェンダを採択する国連サミット」において、「持続可能な環境・社会づくりの実現に向け日本としても一層努力します。気候変動分野では特に脆弱な途上国への支援を着実に実施しながら、COP21における全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築に積極的に貢献します。また、リデュース、リユース、リサイクルの3Rをはじめ我が国が誇る循環型社会形成の知見や取組を世界に共有します。」とした声明を発表し、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（SDGs）に向けて日本も積極的に取り組むことを表明しております。

また、昨年6月に日本で初めて開催したG20大阪サミットにて共有された海洋プラスチックごみのいわゆる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルーオーシャンビジョン」の実現に向け、安倍総理大臣は同サミットにおいて、日本は途上国の廃棄物の管理に関する能力構築及びインフラ整備等を支援していく旨を表明しました。

これと連動して、大阪府では海洋等におけるプラスチックごみによる汚染の防止に向けた取組といたしまして、昨年1月に大阪市と共同で使い捨てプラスチック削減やプラスチックの資源循環の推進などを盛り込んだ、「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行いました。この宣言には組合市は既に賛同されておりますが、泉北環境整備施設組合も一部事務組合として府内で初めて賛同したところでございます。本組合におきましても今まで以上に組合市との連携を密にし、さらなるごみの減量及び4Rの推進活動を通じて低炭素社会、資源循環型社会の形成に向けた取組に邁進してまいり所存でございます。

本組合と組合市の環境に対するこれまでの取組を振り返りますと、本組合のごみ処理事業においては、事業系ごみ及び組合市における可燃ごみの有料化等、市民の皆様のご協力の下、

焼却量は平成30年度で約8万5,000トンとなり、ピーク時の平成9年度12万5,000トンと比較いたしますと、約32%もの減量を達成してまいりました。しかしながら、ここ近年はその焼却量も8万2,000トンから8万5,000トン前後で推移し、減量化が鈍化する傾向にあります。

また、資源化センター「エコトピア泉北」では資源ごみの有効利用、資源ごみ選別後のガラス、瓶、せともの等のリサイクルにつきましても積極的に取り組んでいるところでございます。平成28年の同センターの供用開始から4年を迎え、市民のご協力により年々資源化量が増加傾向にあります。

次に、泉北クリーンセンターでのごみ処理時に発生する熱エネルギーについて、施設内の電力供給はもとより、余剰電力を電力会社に売却するサーマルリサイクルにも取り組んでおり、財政面においては大きな効果を上げておりますが、今後、二酸化炭素の排出抑制という観点からは、さらなる可燃ごみの減量化が必要となってくるものと考えられます。

いずれの取組も議員各位、市民の皆様方のご理解とご協力のたまものと改めて感謝申し上げます。引き続きこれらの取組を通して地球温暖化防止に向け、さらに積極的に取り組んでいく所存でございます。

一方、本組合の財政面においては、これまで行ってきたアウトソーシングによる職員数の削減や下水道事業の終焉など行財政改革の取組に加え、平成15年に完成したごみ処理施設1・2号炉の起債の償還が完了したことなどから、組合市からの分担金が平成19年度約42億円であったものが、令和元年当初予算では約19億2,000万円と大幅な減少となりました。

しかしながら、組合市を取り巻く財政状況は市税収入の大幅な増が見込めない中、少子高齢化の進展による扶助費の増などにより依然として厳しく、それぞれの市において行財政改革に努めておられるところであります。組合市からの分担金を主たる財源とする本組合においても引き続き「最小の経費で最大の効果を」との基本的な考え方にに基づき、さらなる行政コストの削減を図ってまいり所存でございます。

そのような中、本組合の喫緊の課題としては、し尿処理施設、ごみ処理施設共に竣工から33年、17年を迎えることになりました。これまでも老朽化対策として設備・機器の整備や各種工事を実施してまいりましたが、今後、将来に向け引き続き安全で安定的な稼働を行うため、より効率的で効果的な最善の方法を模索しながら、調査・研究を進めてまいりました。

以下、現時点での一定の考え方についてお示し申し上げます。

まず、し尿処理施設につきましては、下水道普及率の増加による生し尿及び浄化槽汚泥量の減少等への対応と、資源循環型社会構築の一翼としてのし尿汚泥の資源化に取り組むため、

公共下水道への放流による汚泥再生処理センターとして更新することを基本方針とし、併せて組合市の財政的負担軽減の観点から、広域化につきましても大阪府のし尿処理広域化推進計画に基づきながら、令和9年4月の供用を目指し具体化に向け検討してまいります。

次に、ごみ処理施設1・2号炉につきましては、次期更新までの間は施設を稼働しつつ国の交付金を受け、施設整備総合計画を策定し、これに基づき各種工事の実施、延命化を図ってまいります。また、将来にわたって安定的な稼働と環境負荷の低減並びに財政面に鑑み、当該施設の在り方につきましても引き続き検討してまいります。

それでは、令和2年度予算案につきましてもご説明申し上げます。

令和2年度予算は、一般会計34億4,990万1,000円となっております。これを前年度と比較いたしますと3億6,110万円の増となったものでございます。

概要につきましてもご説明申し上げます。

人件費につきましては、これまでごみ処理施設運転管理業務の委託化など着実にアウトソーシングを推し進め、職員数の削減に取り組んでまいりました。令和2年度予算では約4億6,000万円となり、平成19年度の12億円と比較すると約61%削減できたものでございます。

今後ともスリムで効率的な組織づくりに積極的に取り組むとともに、企画、立案、総合調整等を行い、組合市と密接に連携を図りながら、市民への広報活動など環境施策に取り組んでまいります。

し尿処理施設につきましては、し尿処理施設運営維持管理業務委託につきましても引き続き業務の効率化と経費の削減を図りながら適切な運営管理に努め、各種設備の点検保守業務により、主要設備の安定した運転及び適正処理を確保しながら公共下水道への放流による汚泥再生処理センターとして更新に着手するまでの間、各種整備工事を行い、設備・機器の延命化に努めてまいります。

ごみ処理費につきましては施設の適正な運転管理と適切な定期点検整備、基幹的設備の更新等の整備とともに、安全面をより向上するために各種工事を実施してまいりました。本年度も泉北クリーンセンター焼却炉設備をはじめとする主要設備の安定した運転及び適正な処理、処分を確保するため、各種工事を行うとともに施設の運転管理業務におきましても引き続き効率的な運転を図り、安全・安心かつ安定的な運営に努めてまいります。

今後のし尿処理及びごみ処理の広域化を踏まえ、一般廃棄物の減量に向けた具体的な推進方策や目標値を設定し、4Rの取組を一層推進するため、現在の「第6次一般廃棄物処理基本計画」が令和2年度で終了することから、今後、組合市と連携を図りながら令和3年度か

らスタートする次期計画の策定に取り組んでまいります。

また、施設の延命を図るため、本年度の定期整備に加え受電設備及び排ガス処理装置分析測定器更新工事等を実施、併せて老朽化による焼却炉の緊急停止を未然に防ぎ、処理能力の維持及び施設の安定化を図るため、交付金を受け、施設整備総合計画の作成業務に取り組んでまいります。さらに計量施設の安定化を図るため、計量器、計量システムの更新を行うとともに適正な公金管理とごみ処分手数料の将来のキャッシュレス化導入に向けたシステム改善を図ってまいります。昨年度から3か年計画で開始した黒石最終処分場の事業終焉につきましては2年目を迎え、引き続き雨水排水管の布設工事を実施してまいります。

啓発事業につきましては、ごみを減らす4R活動の推進を通じてふるさとの自然環境との共生を目指そうと、昨年、環境省が進める「森里川海プロジェクト」に一部事務組合として全国で初めて賛同したところがございます。本年度は市民の方々に組合市の自然環境と本組合の取組を知っていただくための小冊子を作成し、来訪される小学生の環境教育に活用するなど周知してまいります。今後は組合市とともにさらなる同プロジェクトの推進に関する取組を進めてまいりたいと考えております。

また、市民の皆様、特に子育て世代の方々から大変好評を頂いております子供服等無料提供会、夏休み施設開放宿題サポートイベント、さらに泉北環境クリーンフェスティバルや環境シンポジウム等につきましても、組合市のご協力を頂き、引き続き実施してまいります。これらの事業につきましては引き続き広報紙「泉北クリーンセンターだより」やホームページを通じ広く周知し、ごみ減量や4R推進の啓発に積極的に取り組んでまいります。

王子川都市下水路に係る下水道費につきましては、暗渠部、開渠部の浚渫工事を実施し、周辺住民への臭気防止、市街地への浸水防除等、引き続き都市下水路の適切な維持管理に努めてまいります。

公債費につきましては、平成21年度に借り入れた退職手当債の償還が完了したことなどから、一般会計費で前年度比1,352万3,000円の減、公共下水道事業債においても平成22年度借入れ分の元金償還完了等により3,584万円の減となり、その結果、前年度と比較いたしまして4,936万3,000円の減額となりました。

次に、歳入予算の組合市分担金につきましてご説明申し上げます。

令和2年度予算の組合市分担金は、前年度比約3.48%増の6,707万7,000円増額の19億9,518万8,000円となったものでございます。これは職員の定年退職者数が前年度より1名増えることによる人件費の増のほか、前述いたしました施設整備総合計画書策定業務など、ご

み処理施設の延命を図るための経費を計上させていただいたことが大きな要因であります。組合市の財政状況が厳しい中、前年度当初予算比較で分担金が増額となるものでございますが、将来に向けて施設を安定的に稼働させるに当たり必要な経費を計上させていただいたものですので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、冒頭申し上げましたように、気候変動に対する地球温暖化防止や海洋プラスチックによる汚染防止など、様々な環境問題が我が国にとどまらず世界規模で関心が高まっております。私ども泉北環境整備施設組合を取り巻く状況につきましても数々の課題がある中、泉北30万市民の生活環境を守り、次世代のために将来にわたって持続可能な低炭素社会、資源循環型社会を形成していく組織としての重要な使命と責任を認識しつつ、市民の皆様からのご期待にお応え申し上げるためにも、今後とも正副管理者、職員一丸となって取り組んでまいります。議員各位、市民の皆様の一層のご理解とご支援、ご協力を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（清水明治君） 管理者の組合運営方針が終わりました。

○議長（清水明治君） 引き続き、**日程第10、議案第5号、令和2年度泉北環境整備施設組合一般会計予算**について、説明を求めます。

西井総務部長。

○総務部長（西井英明君） 総務部長の西井でございます。

ただいま議題となりました、議案第5号、令和2年度泉北環境整備施設組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

別冊の予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ34億4,990万1,000円と定めるものでございます。

同条第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は継続費でございまして、継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費によるものでございます。

第3条は地方債でございまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

第4条では、一時借入金の最高額を4億円と定めるものでございます。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に基づき歳出よりご説明申し上げます。

12、13ページをお願いいたします。

3、歳出、第1款議会費、第1項議会費につきましては、議員報酬及び議会に要する経費といたしまして679万3,000円を計上しております。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、総務管理に要する経費といたしまして2億2,959万9,000円を計上しております。

主な内訳としまして委員報酬、特別職3人、一般職21人の報酬、給料、職員手当等、共済費の person 費総額で2億1,066万1,000円を計上しております。

委託料では842万4,000円を計上し、主な内訳として、職員健康診断、14、15ページ上段をお願いいたします、ごみ処分手数料管理運搬業務、情報システムネットワーク等保守業務等でございます。

使用料及び賃借料につきましては、電算機借上料、公会計システム借上料等で759万8,000円を計上しております。

次に、第2目監査委員費につきましては、委員報酬、旅費等で52万7,000円、第3目公平委員会費では委員報酬で6万6,000円を計上しております。

次の第3款し尿処理費、第1項し尿処理場運営費につきましては、し尿処理に要する経費といたしまして、2億4,183万円を計上しております。

主な内訳といたしましては、し尿処理場の管理運営に携わる一般職2人の給料、職員手当等、共済費の person 費総額で1,892万2,000円を計上しております。

需用費につきましては、処理薬品費等消耗品費、光熱水費等で6,257万8,000円を計上しております。

委託料につきましては、1億427万3,000円を計上し、内訳としまして、し尿処理施設運営維持管理業務、汚泥運搬処分業務、17ページの上段をお願いいたします、水処理用活性炭再生処理業務等でございます。

工事請負費では、施設の延命対策と効率的な維持管理を図るため、し尿処理設備、汚泥脱水機など各設備機器類の整備工事等で5,460万6,000円を計上しております。

次の第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費につきましては、ごみ処理に要する経費といたしまして23億1,991万6,000円を計上しております。

主な内訳といたしまして、泉北クリーンセンターの管理運営に携わります一般職21人の報酬、給料、職員手当等、共済費の person 費総額で2億1,718万6,000円を計上しております。

需用費では、処理薬品費、指定ごみ袋作成等の消耗品費及び光熱水費等で3億1,482万円を計上しております。

役務費につきましては、2,419万2,000円を計上し、19ページ上段をお願いいたします、内訳といたしまして、指定ごみ袋交付手数料等でございます。

委託料につきましては、ごみ処理施設運転管理業務、大阪湾広域廃棄物埋立処分場焼却灰処分業務、資源化センター運営維持管理業務、各設備機器の保守点検業務等に加え、5年ごとで策定することが定められております一般廃棄物処理基本計画策定業務、焼却施設の延命を図るための施設総合計画書等策定業務等で6億9,971万8,000円を計上しております。

工事請負費につきましては、10億4,669万1,000円を計上し、19ページから21ページ上段をお願いいたします、処理能力の保持及び安定運転を図るため1、2号炉整備工事、粗大ごみ処理施設整備工事等の各設備機器の整備工事に加えまして、排ガス処理装置分析測定器取替え工事、受電設備更新工事等並びに3か年計画の2年目である黒石最終処分場排水管布設工事を施工するものでございます。

負担金、補助及び交付金につきましては、大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設工事負担金等で1,379万8,000円を計上しております。

第5款下水道費、第1項都市下水路費につきましては、王子川都市下水路の維持管理に要する経費といたしまして、1,430万円を計上しております。

主な内訳につきましては、一般職1人の給料、職員手当等、共済費の人件費総額で853万9,000円、委託料では王子川側道清掃業務で28万円、工事請負費では流水確保するための維持管理工事費として521万2,000円を計上しております。

第2項下水道費につきましては、広域下水汚泥処理施設の建設に係る公債費でありまして、南大阪湾岸流域汚泥処理承継委託料で279万3,000円を計上しております。

22、23ページでございます。

次の第6款公債費、第1項公債費につきましては、し尿及びごみ処理事業債並びに公共下水道事業債等の償還金で、元金、利子を合わせまして6億3,102万7,000円を計上しております。

第7款諸支出金、第1項諸費につきましては、ごみ処分手数料の過誤納還付金といたしまして5万円を、第8款予備費、第1項予備費につきましては前年度と同額の300万円を計上しております。

以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして歳入につきましてご説明申し上げます。ページを戻っていただきまして、8、9ページをお願いいたします。

2、歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては19億9,518万8,000円で、各市の合計額といたしまして、泉大津市4億8,229万2,000円、和泉市8億7,306万4,000円、高石市6億3,983万2,000円となっております。

第2項負担金につきましては、忠岡町のし尿及び浄化槽汚泥の処理事務委託による負担金で2,510万9,000円を計上しております。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、駐車場等の行政財産使用料で293万3,000円を、第2項手数料はごみ処分手数料として4億3,935万円を計上しております。

10、11ページでございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金に係る施設整備総合計画書の策定に271万8,000円の交付金でございます。

第4款繰越金、第1項繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして100万円を計上しております。

次の第5款諸収入、第1項組合預金利子につきましては5,000円を、第2項雑入につきましては、廃棄物発電収入で3億8,600万円、ごみ再資源化による有価物売却収入で6,059万9,000円、雇用保険個人負担分等の雑入で29万9,000円を計上しております。

次の第5款組合債、第1項組合債につきましては、黒石最終処分場排水管布設工事等に対する起債で5億3,670万円を計上しております。

以上が歳入予算の概要でございます。

続きまして、第2表、第3表のご説明を申し上げます。恐れ入ります。4ページにお戻りください。

第2表継続費でございますが、施設整備総合計画書等策定業務委託の総額を2,036万6,000円とし、2年間の年割額を本表のとおりと定めるものでございます。

次に第3表地方債でございますが、起債の目的、限度額、方法、利率等につきまして本表のとおり定めるものでございます。

以上が令和2年度本組合一般会計予算の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（清水明治君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第5号、令和2年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号については原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に際しまして管理者より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 議長さんのお許しを頂きまして、令和2年本組合議会第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶をさせていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、本日ご提案申し上げました案件につきまして、慎重にご審議を頂きまして、いずれも原案のとおり可決を頂きまして、心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

厳しい組合構成市の財政状況の下、本組合の喫緊の課題であります各施設の老朽化対策や今後将来に向け、引き続き安全で安定した稼働を行うため、一定の考え方を組合運営方針でも述べさせていただきましたが、今後、広域行政の推進、さらなるごみの減量化及び4Rの推進など、いろいろ課題がございます。それらの課題を的確に把握し、組合市と連携しながら、取組を進めたいと考えております。

また、冒頭申し上げましたが、本組合職員が今般逮捕されたということ、組合を預かる管理者といたしまして非常に重大なことだと深く感じております。いろいろの間、議会議員各位、また市民の皆様方に多大なご心配、ご迷惑をおかけ申し上げますこと、また、

本組合の関係の皆様方に対しまして深くおわび申し上げたいと存じます。

今後、こういったことが二度と起こらないよう、職員に対する法令遵守、公務員倫理の保持、徹底をしっかりと図ってまいりたいと思っております。公務員は全体の奉仕者であるということを改めて自覚し、市民の信用を失墜する行為ということは、これまで一生懸命頑張ってきた職員もおるわけですが、そういったものに対しても私は何と申し上げてい
いか分かりませんが、もう本当にざんきに堪えない思いであります。

しかしながら、市民の皆様方に、やはりそういうご心配、またご批判を受けさせていただくこと、これは真摯に受け止めまして、今後、これを信頼回復に向けて、仕事という形で、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、引き続き温かいご理解、ご支援、ご協力を同組合に賜りますことを心からお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

なお、次週2月12日には本組合と構成3市との共催で行います環境シンポジウムを高石市のアプラホールで開催いたします。これにつきましても是非ともご参加を頂ければと願っております。本日は誠にありがとうございました。

○議長（清水明治君） 管理者の挨拶が終わりました。

長時間にわたりましたが、それでは、これをもちまして令和2年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会を閉会いたしたいと存じます。

ご協力ありがとうございました。

（午後0時13分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 清 水 明 治

同 署 名 議 員 村 田 雅 利

同 署 名 議 員 関 戸 繁 樹